

令和 3 年 5 月 24 日

各 局 室 区 長 様

防 災 危 機 管 理 局 長

本市の避難情報の改定に係る市民への周知及び理解促進に
ついて（依頼）

災害対策基本法（以下「法」という。）が一部改正され、令和 3 年 5 月 20 日に施行されたことを踏まえ、同日付けで本市の避難情報を法の改正内容に従い改定しました。

貴所属におかれましては、市民が災害時に安全な避難行動を取ることができるよう、所管事業を実施するにあたり、法改正の趣旨及び本市の避難情報の改定内容等を市民に対し、積極的に啓発していただきますようお願いいたします。

危機対策室危機対策係
担当：伊藤・小川
TEL：9 7 2 - 3 5 2 2